

請 負 契 約 書

京都府を甲とし、 決定後記載 を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり請負契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称

ヘリコプター「みやこ」耐空証明更新点検整備
(詳細は別添「仕様書」のとおり)

(2) 契約金額 ¥ 決定後記載 -

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 決定後記載 -)

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 履行場所

京都府警察本部長が指定する場所

(5) 支払方法

口座振替

(6) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(7) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年 ●パーセント

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委任等に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(整備対象の引き渡し)

第4条 甲は、ヘリコプター「みやこ」機体等（以下「機体等」という。）を指定場所において乙に引き渡すものとする。

- 2 乙は、甲から機体等の引き渡しを受けるときは、これに立ち会い、確認するものとする。
- 3 乙は、甲から機体等の引き渡しを受けるときは、これと引き換えに、甲に受領書を交付しなければならない。
- 4 乙は、甲から引き渡しを受けた機体等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、本契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

(臨機の措置)

第5条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急時又はやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

(中間検査)

第6条 甲は、乙が実施している業務が契約事項、仕様書等に合致しているかどうかの中間検査を行うものとする。

- 2 中間検査の検査日、場所、方法等については、甲乙協議して定めるものとする。

(中間検査時における不具合箇所の確認等)

第7条 乙は、本契約締結時に仕様書に定められていなかった項目、部品等について不具合を発見し、修理、部品交換等の必要が認められたものについて、中間検査時に当該部分及び検査成績表等を示して甲に説明し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の説明を受けた後、再点検、修理、部品交換等の必要性を判断するとともに、追加整備を実施する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(完成検査)

第8条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に完成検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、き損又は消耗したものは、乙の負担とする。
- 5 機体等の引き渡しは、甲の検査終了と同時に完了するものとする。

(所有権の移転)

第9条 乙が機体等に付加した物品（機体等の性質上必要な物品を含む。）の所有権は、機体等の引き渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(契約保証金) (※契約保証金免除の場合は、削除する。)

第9条の2 甲は、第1条第6号の契約保証金を第20条第1項の違約金、第15条第1項の遅延賠償金、第21条第1項の損害賠償金に充当することができる。

2 甲は、機体等の引き渡し後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(危険負担)

第10条 甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により、乙が業務の全部又は一部を完了することができない場合には、乙は、当該部分についての業務の完了の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての代金の支払い義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、乙が業務の全部又は一部を完了することができない場合には、乙は、当該部分についての業務の完了の義務を免れるものとする。

(損害負担)

第11条 乙は、甲から引き渡しを受けた機体等について、業務の全部を完了して甲に引き渡すまでに機体等が滅失又は損傷した場合、その損害の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 機体等の滅失又は損傷の理由が、乙の故意又は過失その他乙の責めに帰すべき事由による場合には、その損害は、すべて乙の負担とし、乙は甲の指示するところに従い、機体等の修補若しくは代品の納付を行い、又はその損害を賠償しなければならない。

(2) 機体等の滅失又は損傷の理由が、甲の故意又は過失その他甲の責めに帰すべき事由による場合には、その損害は、すべて甲の負担とする。

(3) 機体等の滅失又は損傷の理由が、天災地変等、甲乙双方の責めに帰すことのできない事由による場合には、機体等に関する損害は甲の負担とし、業務に関する損害は乙の負担とする。

(支払)

第12条 乙は、機体等の引き渡し後適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に契約金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第7号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第13条 甲が第8条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

る。

(履行期間の延長)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰すことができない事由により履行期間内に機体等の引き渡しができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長を請求することができる。この場合において、甲はその請求が正当と認められたときは、特に遅延賠償金を免除して履行期間を延長することができる。

(履行遅滞)

第15条 乙は、前条以外の理由によって履行期間内に機体等の引き渡しができないときは、履行期間を経過した日の翌日から機体等の引き渡しを完了する日までの日数に応じ、契約金額に対し第1条第7号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第12条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約不適合)

第16条 甲は、乙が行った業務に関して、契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）と認めるときは、乙に対して相当の期間を定めてその修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第8条第5項の規定による引き渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 甲は、機体等の引き渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、乙が行った業務の契約不適合が仕様書若しくは甲の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその仕様書又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 甲は、契約不適合の存在によってこの契約の目的を達することができないときは、この契約を解除することができる。

6 前項の場合において、さらに損害があるときは、甲は、損害賠償の請求をすることができる。

(甲の解除権)

第17条 甲は、前条第5項の場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙が履行期間内にこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙の行った業務のうちの出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとし、当該引き渡しを受けた出来形部分に相応する金額を乙に支払わなければならない。

（談合等による解除）

第17条の2 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙が（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第

45号) 第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(協議解除)

第18条 甲は、乙の業務が完了しない間は、第17条第1項及び第17条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、いつでも契約を解除することができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用するものとする。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反し、その違反によって契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用するものとする。

3 乙は、第1項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(違約金)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき(第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。)は、この限りでない。

(1) 第16条第5項及び第17条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第25号)の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第19条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償の予定)

第21条 乙は、第17条の2各号のいずれかに該当するときは、機体等の引き渡しの完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同

項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第22条 乙は、第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第23条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手側の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(関係法令の遵守)

第26条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第27条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

決定後記載

令和 年 月 日

甲 住 所 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

氏 名 京都府警察本部長 吉 越 清 人 印

乙 住 所

決定後記載

氏 名 印